

令和4年6月15日

入札参加業者の皆様へ

大阪府住宅供給公社

最低制限価格の算定基準の改定について

大阪府住宅供給公社では、建設工事・建設系工事（電気工事、管工事等を含む）の最低制限価格の算定基準について、国及び大阪府の基準にならない下記のとおり改定することとしましたので、お知らせします。

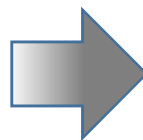
新しい算定基準は、令和4年7月1日以降に公告する案件から適用します。

記

建設工事、建設系工事（電気工事、管工事等を含む）の最低制限価格の算定基準の改定

【R4.6.30 まで】

直接工事費の	97%
共通仮設費の	90%
現場管理費の	90%
一般管理費等の	55%
の合計額	
設定範囲：予定価格算出基礎額の 75%～92%	



【R4.7.1 から】

直接工事費の	97%
共通仮設費の	90%
現場管理費の	90%
一般管理費等の	68%
の合計額	
設定範囲：予定価格算出基礎額の 75%～92%	

※例外措置：昇降機設備工事で、機器類の据付が主体であるもの及び浴槽等設備工事は
予定価格算出基礎額の75%

※令和4年7月1日以降の公告案件から、下線太字のとおり改定されます。

※上記に掲げる以外の業務については変更ありません。

【問い合わせ先】

計画課 企画調整グループ

TEL 06-6203-5457 (直通)

営業時間 平日9:00～17:45 休日：土・日・祝